

陳情第13号

みなと悠悠についての陳情書

下記の者から別紙要旨による陳情書を受理したから、議会の審議に付する。

記

陳情者 京都府京丹後市弥栄町和田野 822 番地

有田 光亨

令和7年9月4日 提出

京丹後市議会議長 中 野 勝 友

令和 7 年第 5 回京丹後市議会 9 月定例会
陳 情 文 書 表

- 1 件 名 みなと悠悠についての陳情書
- 2 受 理 年 月 日 令和 7 年 8 月 2 6 日
- 3 受 理 番 号 第 1 3 号
- 4 陳 情 者 京都府京丹後市弥栄町和田野 822 番地
有田 光亨
- 5 陳情の要旨等 別紙のとおり
- 6 付 託 委 員 会 総務常任委員会



みなと悠悠についての陳情書

主旨

旧久美浜町時代から京丹後市に引き継がれた物件であり、過去・また今年も陳情の記憶があるところではありますが、現在では取壊しが行われているとお聞きしております。

結果として、旧町時代に決めた無償譲渡が営業中には実施されなかったことについて、議会において明らかにすること。

理由

総括として、合併以降に今回の取壊し以外の京丹後市が負担した京丹後市の決算に計上された合計金額について。併せて、みなと悠悠が投資された独自金額それぞれの合計額はいくらになるか。

ひるこ神社に対して、合併後、みなと悠悠が支払った土地使用料の推移。

ひるこ神社に対して、土地使用料の値上げの推移と、京丹後市の保有するその書類一式

以上を調査・確認すること。

地方自治法124条の規定により陳情書を提出する。

令和7年8月26日

京丹後市議会議長 中野勝友様

京丹後市弥栄町和田野822

有田光亨

